

○国立大学法人上越教育大学役員会規則

(平成16年4月1日規則第1号)

最終改正 令和4年3月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成21年基本規則第1号）第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認（法人法第13条の2第1項及び第17条第6項の承認を除く。）を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 上越教育大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(組織)

第3条 役員会は、次の各号に掲げる者（以下「役員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
- (議長等)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第5条 役員会は、役員の4分の3以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事、副学長及び事務局長等の出席)

第6条 監事、副学長及び事務局長は、役員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第7条 役員会に関する事務は、総務課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に

定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第17号（平成19年12月19日））

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則（平成21年規則第2号（平成21年2月12日））

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号（平成22年1月13日））

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第4号（平成25年3月22日））

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第1号（令和2年3月11日））

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第8号（令和4年3月24日））

この規則は、令和4年4月1日から施行する。